

福井県報

第 306 号
令和 6 年
7 月 9 日(火)
火曜日発行

告示

目次

- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定(三二三・障がい福祉課)……………二
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退(三二四・同)……………二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定(三一五・同)……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の変更(三一六・同)……………三
- ダム維持修繕工事(榑谷ダム改修)6-1-132の請負契約に係る一般競争入
札に参加する者に必要な資格(三一七・土木管理課)……………三
- 橋梁上部工事(仮称)5号高架橋(P2-1-P3)06-102-10702の請負契
約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(三一八・同)……………五
- 道路改良工事(仮称)北アングラー06-102-10703の請負契約に係る一
般競争入札に参加する者に必要な資格(三一九・同)……………七
- 道路改良工事(仮称)南アングラー06-102-10704の請負契約に係る一
般競争入札に参加する者に必要な資格(三二〇・同)……………八
- 道路の区域の変更(三二一・道路保全課)……………一〇
- 道路の供用の開始(三二二・同)……………一〇
- 都市計画の変更案の縦覧(三二三・都市計画課)……………一〇
- 道路の位置の指定(三二四・三国土木事務所)……………一一

公 告

- 令和六年度行政書士試験の実施(情報公開・法制課)……………一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(三件
・県立病院)……………一三
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(商業・市場開拓課)……………二〇
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知(三件・森
づくり課)……………二二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(七件
・会計課)……………二二

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(三八)……………三七
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(三九)……………三七
- 政治団体の解散の届出(四〇)……………三九
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(四一)……………四〇

公安委員会告示

- 機械警備業務管理者講習の実施(六五・生活安全企画課)……………四〇

告示

福井県告示第313号

令和6年7月1日付(ナ)で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年福井県規則第61号)第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
1 内科、神経内科	林 祐一	敦賀温泉病院	敦賀市吉河41-1-5
2 整形外科	坂下 輔	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
3 内科	藤井 裕也	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
4 内科	翠 洋平	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
5 内科	宮原 孝輔	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
6 内科	永谷 菜穂	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
7 内科	多崎 俊樹	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
8 内科	井上 元気	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
9 泌尿器科	西川 翔	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下台月第23号3番地
10 眼科	盛岡 正和	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下台月第23号3番地
11 眼科	山田 雄貴	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下台月第23号3番地
12 内科	遠山 直志	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下台月第23号3番地
13 整形外科	中西 宏之	春江病院	坂井市春江町針原65-7

福井県告示第314号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師がその指定を辞退したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年福井県規則第61号)第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	所在地	辞退日
脳神経外科	土田 哲	春江病院	坂井市春江町針原65-7	令和6年4月8日
整形外科	吉田 繁史	林病院	越前市府中1丁目3-5	令和6年3月31日

福井県告示第315号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
更生医療 育成医療	V・drug 長泉寺薬局	鯖江市長泉寺町第4号10番地 11	中部薬品株式会社	代表取締役 佐口 弥	岐阜県多治見市高根町四丁目 10番11号	令和6年7月1日

福井県告示第316号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

訪問看護ステーション

担当する自立支援医療の種類	変更内容	名称	所在地	新	旧
育成・更生医療 精神通院医療	訪問看護ステーション 所在地	訪問看護ステーションわかさ	三方上中郡若狭町市場40-80	三方上中郡若狭町市場40-80	三方上中郡若狭町市場18-18

福井県告示第317号

ダム維持修繕工事（榑谷ダム改修）6-1-1-32の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年7月9日

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名
ダム維持修繕工事 (杵谷ダム改修) 6-1-132
- (2) 工事場所
杵谷ダム
- (3) 福井県南条郡南越前町宇津尾
工事概要
堤体観測設備更新 1式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者 (建設業法 (昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。ただし、代表者以外の構成員は福井県内に主たる営業所 (法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。)を有する者であること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について電気通信工事の資格を有すると決定されている者であること (会社更生法 (平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法 (平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること)。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数 (継続した営業年数とし、許可の失効 (法第3条第3項) または許可の取消し (法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領 (以下「措置要領」という。)に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制

度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者 (監理技術者資格者証 (裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書 (経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し (令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査 (再審査を含む。)において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等 (3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和6年7月9日 (火) から同年7月26日 (金) まで (福井県の休日を定める条例 (平成元年福井県条例第2号) 第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県越前市上太田町42-1-1

福井県丹南土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等の入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第318号

橋梁上部工事（仮称）5号高架橋（P2-P3）06-02-0702の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治

法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

橋梁上部工事（仮称）5号高架橋（P2-P3）06-02-0702

(2) 工事場所

福井港丸岡インター連絡道路（1期区間）
坂井市丸岡町長崎

(3) 工事概要

橋梁上部工（単純合成鋼箱桁橋）1式
橋長 64.6m
幅員 7.5m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、代表者以外の構成員は福井県内に主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について鋼構造物工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があつた場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

- ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。
- オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。
- カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。
- キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。
- (3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。
 - イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。
- 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続
 - 特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。
 - (1) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 経営規模等総括表
 - ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）
 - エ 共同企業体協定書
 - オ 工事経歴書
 - カ 技術職員名簿

- (2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等
 - ア 交付期間
 - 令和6年7月9日（火）から同年7月31日（水）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
 - イ 交付場所
 - 福井県坂井市三国町水居17-45
 - 福井県三国土木事務所総務課
 - (3) 申請書等の提出期間等
 - ア 提出期間
 - 申請書等の交付期間と同じとする。
 - イ 提出場所
 - 申請書等の交付場所と同じとする。
 - ウ 提出方法
 - 郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
 - なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。
 - エ 提出部数
 - 正本1部および副本1部
 - 4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定
 - 特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。
 - なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。
 - 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間
 - 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてののみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。
 - 6 その他
 - 特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県告示第319号

道路改良工事（(仮称)北アンダー）06-02-0703の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名
道路改良工事（(仮称)北アンダー）
06-02-0703
 - (2) 工事場所
福井港丸岡インター連絡道路（I期区間）
坂井市丸岡町舟寄
 - (3) 工事概要
施工延長 61.0m
函渠工 23.4m
U型擁壁工 37.6m
- 2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。
- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県三国土木事務所管内または福井県福井土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。
 - (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第15

4号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては、共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続
特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

- ア 申請書
- イ 経営規模等総括表
- ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項

の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)

- エ 共同企業体協定書
- オ 工事経歴書
- カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1))に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和6年7月9日(火)から同年7月31日(水)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県坂井市三国町水居17-45
福井県三国土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づき指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわししくないこと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格お

よび格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第320号

道路改良工事(仮称)南アンダー)06-02-0704の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

道路改良工事(仮称)南アンダー)

06-02-0704

(2) 工事場所

福井港丸岡インター連絡道路(1期区間)

坂井市丸岡町舟寄

(3) 工事概要

施工延長 65.4m

函渠工 30.0m

U型擁壁工 35.4m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県三国土木事務所管内または福井県福井土木事務所管内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。)を有する2の建設業者(法第2条第3項に規定する建設業者をいう。

以下同じ。)により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。)
- イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。
- ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。
- オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。
- カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。
- キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしきと認められる者でないこと。
- ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。
- (3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては、共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。
- 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続
特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

- ア 申請書
- イ 経営規模等総括表
- ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和3・4年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)
- エ 共同企業体協定書
- オ 工事経歴書
- カ 技術職員名簿
- (2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等
- ア 交付期間
令和6年7月9日(火)から同年7月31日(水)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
福井県坂井市三国町水居17-45
福井県三国土木事務所総務課
- (3) 申請書等の提出期間等
- ア 提出期間
申請書等の交付期間と同じとする。
- イ 提出場所
申請書等の交付場所と同じとする。
- ウ 提出方法
郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。
- エ 提出部数
正本1部および副本1部
- 4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定
特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。
なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかか措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等こ

の入札に参加するのにおさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第321号

主要地方道福井大森河野線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年7月9日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	福井大森河野線	福井市八幡町30字豆田26番から 福井市八幡町37字六反田52番1まで	5.5 ～ 7.7	131.8

福井県告示第322号

主要地方道福井大森河野線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の使用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年7月9日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	福井大森河野線	福井市八幡町31字森ノ下44番2から 福井市八幡町35字入り71番まで	令和6年7月9日

福井県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福井県知事に意見書を提出することができる。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類とそれを定める区域

以下の都市計画区域の整備、開発および保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）

- ①福井都市計画区域
 - ②嶺北北部都市計画区域
 - ③丹南都市計画区域
 - ④織田都市計画区域
 - ⑤大野都市計画区域
 - ⑥勝山都市計画区域
 - ⑦敦賀都市計画区域
 - ⑧小浜上中都市計画区域
 - ⑨美浜都市計画区域
 - ⑩高浜都市計画区域
 - ⑪三方都市計画区域
- 都市計画の案の縦覧場所
- ①福井県土木部都市計画課
福井市大手3丁目17番1号
 - ②福井県土木部都市計画課ホームページ

③関係市町

縦覧する都市計画区域 マスタープラン	市町	縦覧場所	住所	
福井	福井市	都市計画課	福井市大手3丁目10-1	
	永平寺町	えい住支援課	吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4	
嶺北北部	あわら市	建設課	あわら市市船三丁目1-1	
	坂井市	都市計画課	坂井市坂井町下新庄1-1	
	福井市	都市計画課	福井市大手3丁目10-1	
	永平寺町	えい住支援課	吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4	
丹南	鯖江市	都市計画課	鯖江市西山町13-1	
	越前市	都市計画課	越前市府中1丁目13-7	
	越前町	都市整備課	丹生郡越前町西田中13-5-1	
	織田	越前町	都市整備課	丹生郡越前町西田中13-5-1
大野	大野市	交通住宅まちづくり課	大野市天神町1-1	
勝山	勝山市	建設課	勝山市元町1丁目1-1	
敦賀	敦賀市	まちづくり推進課	敦賀市中央町2丁目1-1	
小浜 上中	小浜市	都市整備課	小浜市大手町6-3	
	若狭町	建設課	三方上中郡若狭町中央1-1	
美浜	美浜町	土木建築課	三方郡美浜町郷市第25-25	
高浜	高浜町	建設整備課	大飯郡高浜町宮崎86-23-2	
三方	若狭町	建設課	三方上中郡若狭町中央1-1	

3 縦覧期間

自 令和6年7月9日
至 令和6年7月23日

福井県告示第324号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県三国土木事務所長 廣部 雄一

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

坂井市丸岡町舟寄第159号46番地

株式会社シイホク

代表取締役 栗田 恵次郎

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
坂井市春江町江留中26字 中田宅地8番（一部）、1 1番（一部）	6.00	42.51

イ 扣

令和6年度行政書士試験の実施について、行政書士法施行細則（昭和26年福井県規則第13号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 試験日時

令和6年11月10日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福井市学園3-6-1

福井工業大学 福井キャンパス

3 試験の科目および方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法および地方自治法を中心とする。）、民法、商法および基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）

一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護および文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式および記述式（40字程度で記述するものを出題する。）、行政書士の業務に関し必要な基礎知識は択一式とする。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和6年7月29日(月)から令和6年8月30日(金)まで(令和6年8月30日の消印があるものまで受け付ける。)

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
受験願書および試験案内が入っていた封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 提出書類

受験願書(顔写真の貼付および受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

エ 受験手数料

10,400円(納付方法については、試験案内を参照)
一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

オ 試験案内および受験願書の配布期間、配布方法および配布場所

(ア) 郵送配布

① 郵送による配布の請求期間
令和6年7月8日(月)から令和6年8月23日(金)まで(この期間内に請求があったものについて、郵送により配布)

② 請求方法

140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズ)の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、③の宛先まで郵便で請求すること。

③ 宛先

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
〒252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便局留

(イ) 窓口配布

① 配布期間

令和6年7月29日(月)から令和6年8月30日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)

② 配布場所

a 福井県総務部情報公開・法制課

福井市大手3丁目17-1福井県庁5階

電話0776-20-0246

(配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

b 福井県会計局会計課若狭会計室

小浜市遠敷1丁目101

電話0770-56-5909

(配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

c 福井県会計局会計課二州会計室

敦賀市中央町1丁目7-42

電話0770-22-0050

(配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

d 福井県行政書士会

福井市大手3丁目4-1福井放送会館3階K室

電話0776-27-7165

(配布時間 午前9時から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和6年7月29日(月)午前9時から令和6年8月27日(火)午後5時まで
(最終日(8月27日)午後5時には接続中(入力中)であっても申込みができません。)

最終日は混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

イ 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

ウ 受験手数料

10,400円(クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)またはコンビニエンスストアで払い込むものとする。利用できるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレスおよびDinersとする。利用できるコンビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアおよびニューヤマザキデイリーストアとする。)

一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(3) 連絡先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話03-3263-7700

5 特別措置の実施

身体機能に障がいのある場合等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望するときは、受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターに必ず相談すること。

6 合格発表の日時および方法

(1) 日時

令和7年1月29日(水)午前9時

(2) 方法

福井県庁舎1階掲示板および福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、一般財団法人行政書士試験研究センターから受験者全員に可否通知書を郵送する。
なお、可否に関する問合せには応じない。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
質量分析装置・全自動同定感受性検査システム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
 - (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力

団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくはは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和6年7月9日（火）から令和6年7月25日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提

出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間
令和6年7月9日(火) から令和6年7月25日(木) まで(休日を除く。)の8時30分から16時まで
- (2) 申請書等の提出方法
ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。
なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。
申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。
イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。
(提出先)
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
- (3) 資格の確認の通知
資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。
- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
(1) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
5(2)アと同様とする。
イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。)
(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。
(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒

に封入すること。

- (ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。
- (エ) 提出場所
5(2)イ(提出先)に同じ
- (2) 入札書の提出期間
令和6年8月20日(火) 8時30分から17時まで
令和6年8月21日(水) 8時30分から16時まで(必着)
- (3) 開札日時
令和6年8月22日(木) 9時
- (4) 開札場所
福井県立病院 中会議室1
- 7 入札書に記載する金額
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。
- 8 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944
- 10 その他
(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。
(2) 入札保証金および契約保証金
福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
(3) 入札の無効
福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規

定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Mass spectrometer and Automated microbial identification antibiotic susceptibility testing systems 1set

(2) Date/Time of Bidding:

9:00 AM 22nd August 2024

(3) Deadline for delivery:

31st March 2025

(4) The place for delivery and contact point for the notice:

Property management division,

Fukui Prefectural Hospital,

2-8-1 Yotsui,Fukui city,

Fukui Prefecture,910-8526,Japan.

TEL 0776-57-2944

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

デジタルX線透視撮影システム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書およびデジタルX線透視撮影システム調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその

支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力

団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害

- を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくはは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは種極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が、暴力団またはは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- 3 電子入札の実施
- 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。
- なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付等に関する事項
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
- 〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944
- (2) 入札説明書等の交付期間
- 令和6年7月9日(火) から令和6年7月25日(木) まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで
- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
- 5 資格の確認に関する事項
- この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 申請書等の提出期間
- 令和6年7月9日(火) から令和6年7月25日(木) まで（休日を除く。）の8時30分から16時まで

- (2) 申請書等の提出方法
- ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
- 電子入札システムを使用して送信する。
- なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者から本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。
- 申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。
- イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
- 提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。
- (提出先)
- 〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
- (3) 資格の確認の通知
- 資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。
- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
- (1) 入札書の提出方法
- ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
- 5(2)アと同様とする。
- イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
- 下記(イ)から(ウ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。
- (イ) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。
- (ロ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フレッックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。
- (ハ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フレッックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。
- (ニ) 提出場所

5(2)イ(提出先)に同じ

(2) 入札書の提出期間

令和6年8月20日(火) 8時30分から17時まで

令和6年8月21日(水) 8時30分から16時まで(必着)

(3) 開札日時

令和6年8月22日(木) 9時10分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2

項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Digital X-ray fluoroscopy imaging system 1set

(2) Date,Time of Bidding:

9:10 AM 22nd August 2024

(3) Deadline for delivery:

31st March 2025

(4) The place for delivery and contact point for the notice:

Property management division,

Fukui Prefectural Hospital,

2-8-1 Yotsui,Fukui city,

Fukui Prefecture,910-8526,Japan.

TEL 0776-57-2944

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
全自動錠剤分包装机 一式
 - (2) 調達物品の仕様等
 - (3) 納入期限
令和7年3月31日（月）
 - (4) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
 - (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年

法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和6年7月9日（火）から令和6年7月25日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年7月9日（火）から令和6年7月25日（木）まで（休日を除く。）の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

(提出先)

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(イ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フレックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フレックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(イ) 提出場所

5(2)イ（提出先）に同じ

(2) 入札書の提出期間

令和6年8月20日(火) 8時30分から17時まで

令和6年8月21日(水) 8時30分から16時まで（必着）

(3) 開札日時

令和6年8月22日(木) 9時20分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Fully automatic tablet packaging machine 1set

(2) Date,Time of Bidding:

9:20 AM 22nd August 2024

(3) Deadline for delivery:

31st March 2025

(4) The place for delivery and contact point for the notice:

Property management division,

Fukui Prefectural Hospital,

2-8-1 Yotsui,Fukui city,

Fukui Prefecture,910-8526,Japan.

TEL 0776-57-2944

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により敦賀市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

フレッションセンターしまむら敦賀店

福井県敦賀市中央町2丁目1401番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代

表者の氏名

株式会社しまむら

代表取締役 鈴木 誠

福井県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号

3 聴取した意見の概要

(1) 敦賀市

・駐車場の出入口に面する道路および二夜の川に面する道路は道幅が狭く、交通量の増加が見込まれ、混雑が予想されるため安全上の配慮をすること。

・駐車場の設置に関して、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例21条の規定に基づき、敦賀警察署長に防犯上の意見を求めること。

・小中学生の登下校について、安全確保に十分に配慮すること。

・車両、荷捌き、運搬作業等による騒音の発生防止に努めること。

・搬入、搬出車両等のエンジン停止に努め、騒音及び排気ガスの軽減に努めること。

・騒音等により生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合は、周辺住民等へ事業説明を十分に行うこと。特に区長へは事前に事業説明すること。地区から要望があれば住民説明会等実施すること。

・地域住民から苦情が寄せられたときは迅速に対応し、原因究明および対策を講じる等の適切な処理をすること。

・廃棄物の処理については、関係法令を遵守するとともに、廃棄物の飛散を防止するため随時清掃を行うなど、周辺環境の美化に努めること。

・管理地に廃棄物が投棄されないよう適切に管理するとともに、投棄された場合は、管理者の責任において適切処理すること。

・事業所から発生する事業系一般廃棄物を自ら運搬する場合は、敦賀市清掃センターへ直接持ち込むこと。（ただし、事業系一般廃棄物の処理手数料の支払いが必要）

・他者へ収集運搬を委託する場合は、敦賀市の一般廃棄物収集運搬業許可業者と直接契約すること。

・町内会で管理するごみ集積所（ごみステーション）に搬出することはできないため、注意すること。

・屋外広告物の設置を行う場合は、福井県屋外広告物条例に定める設置基準に適合するものとして設置を行い、許可を要する場合は、許可申請書の提出を行うこと。

・景観法および敦賀市景観条例に基づき、計画区域内における届出対象行為に該当するため、景観計画区域内行為届出書を提出すること。また、当該地が屋外広告物の届出対象範囲に含まれるため、屋外広告物を設置する場合は、必要に応じて屋外広告物設置等届出書を提出すること。

・敦賀市土地利用調整条例に規定する開発事業の協議に必要となる手続を遵守すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県敦賀市中央町2丁目1-1

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不分明な者の氏名

加藤吉造、伴昭宏、山内正義

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年3

月21日農林水産省告示第578号による。

3 揭示場所

福井県庁および勝山市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不分明な者の氏名

間利栄、兼井秀雄、加保喜一郎、松浦晃、松浦輝雄、丸山キミ、山田文雄

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年5

月21日農林水産省告示第971号による。

3 揭示場所

福井県庁および大野市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不分明な者の氏名

岩本敏夫、大井右エ門、大久保庄右エ門、大久保正猶、大久保猶吉、岡田作蔵、岡田作兵エ、岡本喜市、岡本喜作、加藤市郎兵衛、小林秀一、小山権七、小山崎蔵、榊原源蔵、真田定吉、谷口岩松、坪内正、寺坂伝右エ門、寺松源松、土井六左エ門、新田弥四郎、橋爪喜太郎、橋本善七、橋本伝、福田茂三、藤島大蔵、藤島又次郎、前田茂三、松田与右エ門、松田清兵エ、道久啓蔵、宮腰惣七、宮腰弥蔵、山口小右エ門、山腰源三郎、山田永蔵、山本重太郎、山本和吉、横田嘉吉、横田紋助、吉田三太郎

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年5

月23日農林水産省告示第1004号による。

3 揭示場所

福井県庁および大野市役所

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

【福井・奥越地区 モノクロ中速機】複写機の借入および保守

(2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

モノクロ複写機（中速機） 11台

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書および別添1モノクロ複写機仕様書（以下「入札説明書等」という。）

のとおり

(4) 設置場所

別添2 調達複写機設置場所一覧のとおり

(5) 契約期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者と認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ（福井県庁6階）

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書等または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年7月9日(火) 13時00分から

令和6年7月26日(金) 12時00分まで（土、日曜日および休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたフレームに記録されなければならない。

申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は4(1)と同様とする。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年8月19日(月) 8時30分から17時00分まで

令和6年8月20日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和6年8月21日(水) 14時10分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁6階入札室

7 入札書に記載する金額

入札書には複写等に係る片面1枚当たりの単価を記載すること(総額の入札ではないので留意すること)。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、複写機の搬入と搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守および消耗品代金をすべて含めて算出された額とする。

8 落札者の決定に関する事項

有効な入札を行った者のうち、この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係

を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うと

ともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。
申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

【For the medium-speed monochrome copying machine in the Fukui and Okuetsu area】 Leasing and maintaining of the copying machine:11sets

(2) Date, time of Bidding: 8:30A.M. 19th August 2024 - 4:00P.M. 20th August 2024

(3) Period of contract: 30th September 2029

(4) Contract for notice: Accounting Division,Fukui Prefectural Government, 3-17-1,Ohie,Fukui City, Fukui Prefecture,910-8580 Japan

Tel 0776-20-0253

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特

定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第

4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

【坂井・丹南地区 モノクロ中速機】複写機の借入および保守

(2) 調達する物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量

- モノクロ複写機（中速機） 1 2台
- (3) 調達物品の仕様等
入札説明書および別添1モノクロ複写機仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり
- (4) 設置場所
別添2 調達複写機設置場所一覧のとおり
- (5) 契約期間
令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者と認められる者であること。
- (6) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与

するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。
なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付
(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課 総務第三グループ（福井県庁6階）
電話 0776-20-0253
- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
- 5 資格の確認に関する事項
この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 申請書等の提出期間
令和6年7月9日(火) 13時00分から
令和6年7月26日(金) 12時00分まで（土、日曜日および休日を除く。）
- (2) 申請書等の提出方法
ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。
なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。
申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う

者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
提出先は 4(1)と同様とする。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年8月19日(月) 8時30分から17時00分まで
令和6年8月20日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和6年8月21日(水) 14時20分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁6階入札室

7 入札書に記載する金額

入札書には複写等に係る片面1枚当たりの単価を記載すること(総額の入札ではないので留意すること)。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、複写機の搬入と搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守および消耗品代金をすべて含めて算出された額とする。

8 落札者の決定に関する事項

有効な入札を行った者のうち、この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および

通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を除く(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

【For the medium-speed monochrome copying machine in the Sakai and Tannan area】Leasing and maintaining of the copying machine:12sets

(2) Date, time of Bidding:

8:30A.M. 19th August 2024 - 4:00P.M. 20th August 2024

(3) Period of contract:

30th September 2029

(4) Contact for notice:

Accounting Division,Fukui Prefectural Government

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

【福井・坂井地区 モノクロ中速機】複写機の借入および保守

(2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

モノクロ複写機（中速機） 10台

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書および別添1モノクロ複写機仕様書（以下「入札説明書等」という。）

のとおり

(4) 設置場所

別添2 調達複写機設置場所一覧のとおり

(5) 契約期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（地方自治法第234条の3の規定に基づき長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービス

およびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ（福井県庁6階）

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の前審査を受け、資格の確認を受

けなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和6年7月9日(火) 13時00分から

令和6年7月26日(金) 12時00分まで(土、日曜日および休日を除く。)

(2) 申請書の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者为本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
提出先は4(1)と同様とする。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年8月19日(月) 8時30分から17時00分まで

令和6年8月20日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和6年8月21日(水) 14時30分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁6階入札室

7 入札書に記載する金額

入札書には複写等に係る片面1枚当たりの単価を記載すること(総額の入札ではないので留意すること。)

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、複写機の搬入と搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守および消耗品代金をすべて含めて算出された額とする。

8 落札者の決定に関する事項

有効な入札を行った者のうち、この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係

を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期
福井県の休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ
電話 0776-20-0253

1.1 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:

【For the medium-speed monochrome copying machine in the Fukui and Sakai area】Leasing and maintaining of the copying machine:10sets

- (2) Date, time of Bidding:

8:30A.M. 19th August 2024 - 4:00P.M. 20th August 2024

- (3) Period of contract:

30th September 2029

- (4) Contact for notice:

Accounting Division,Fukui Prefectural Government,
3-17-1,Ohte,Fukui City, Fukui Prefecture,910-8580 Japan
Tel 0776-20-0253

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする業務の名称

【嶺南地区 モノクロ中速機】複写機の借入および保守

- (2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

モノクロ複写機（中速機） 10台

- (3) 調達物品の仕様等

入札説明書および別添1モノクロ複写機仕様書（以下「入札説明書等」という。）

- のとおり

- (4) 設置場所

別添2 調達複写機設置場所一覧のとおり

- (5) 契約期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（地方自治法第234条の3の規定に基づき長期継続契約）

- 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用

を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

- (5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者と認められる者であること。

- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

- 4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課 総務第三グループ (福井県庁6階)
電話 0776-20-0253
- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
- 5 資格の確認に関する事項
この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあつては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」)に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 申請書等の提出期間
令和6年7月9日(火) 13時00分から
令和6年7月26日(金) 12時00分まで(土、日曜日および休日を除く。)
- (2) 申請書等の提出方法
ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。
なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。
申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。
イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
提出先は4(1)と同様とする。
- 6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所
(1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。
(2) 入札書の提出期間
令和6年8月19日(月) 8時30分から17時00分まで
- 令和6年8月20日(火) 8時30分から16時00分まで
- (3) 開札日時
令和6年8月21日(水) 14時40分
- (4) 開札場所
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県庁6階入札室
- 7 入札書に記載する金額
入札書には複写等に係る片面1枚当たりの単価を記載すること(総額の入札ではないので留意すること)。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、複写機の搬入と搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守および消耗品代金をすべて含めて算出された額とする。
- 8 落札者の決定に関する事項
有効な入札を行った者のうち、この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課 総務第三グループ
電話 0776-20-0253
- 10 その他
- (1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うと

ともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

【For the medium-speed monochrome copying machine in the Reinan area】

Leasing and maintaining of the copying machine:10sets

(2) Date, time of Bidding:

8.30A.M. 19th August 2024 - 4.00P.M. 20th August 2024

(3) Period of contract:

30th September 2029

(4) Contact for notice:

Accounting Division,Fukui Prefectural Government,

3-17-1,Ohte,Fukui City, Fukui Prefecture,910-8580 Japan

Tel 0776-20-0253

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

【嶺北地区 モノクロ高速機】複写機の借入および保守

(2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

モノクロ複写機（高速機） 7台

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書および別添1モノクロ複写機仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとり

(4) 設置場所

別添2 調達複写機設置場所一覧のとおり

(5) 契約期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者と認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与

するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ（福井県庁6階）

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書等または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年7月9日(火) 13時00分から

令和6年7月26日(金) 12時00分まで（土、日曜日および休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う

者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は4(1)と同様とする。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年8月19日(月) 8時30分から17時00分まで

令和6年8月20日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和6年8月21日(水) 14時50分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁6階入札室

7 入札書に記載する金額

入札書には複写等に係る片面1枚当たりの単価を記載すること（総額の入札ではないので留意すること。）。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、複写機の搬入と搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守および消耗品代金をすべて含めて算出された額とする。

8 落札者の決定に関する事項

有効な入札を行った者のうち、この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および

通貨

日本語および日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則の規定による。

- (3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

- (4) 契約書作成の要否

- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

- (7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

1.1 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:

【For the high-speed monochrome copying machine in the Reihoku area】 Leasing and maintaining of the copying machine:7sets

- (2) Date, time of Bidding:

8:30A.M. 19th August 2024 - 4:00P.M. 20th August 2024

- (3) Period of contract:

30th September 2029

- (4) Contact for notice:

Accounting Division, Fukui Prefectural Government,

3-17-1, Ohre, Fukui City, Fukui Prefecture, 910-8580 Japan

Tel 0776-20-0253

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする業務の名称

【嶺北地区 カラー中速機】複写機の借入および保守

- (2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

カラー複写機（中速機） 10台

- (3) 調達物品の仕様等

入札説明書および別添1カラー複写機仕様書（以下「入札説明書等」という。）の

とおり

- (4) 設置場所

別添2 調達複写機設置場所一覧のとおり

- (5) 契約期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

- 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

- (5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービス

およびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは横極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
 〒910-8580
 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ（福井県庁6階）

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書等または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受

けなければならぬ。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年7月9日(火) 13時00分から
 令和6年7月26日(金) 12時00分まで（土、日曜日および休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
 提出先は4(1)と同様とする。

6 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書および入札内訳書の提出方法
 5(2)と同様とする。

(2) 入札書および入札内訳書の提出期間

令和6年8月19日(月) 8時30分から17時00分まで
 令和6年8月20日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和6年8月21日(水) 15時10分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1
 福井県庁6階入札室

7 入札書および入札内訳書に記載する金額

入札書の記載に当たっては、カラー複写機によるカラー片面印刷単価（円/枚）に当該地区における5年間のカラー予定使用枚数（枚）を乗じた金額と、同一カラー複写機によるモノクロ片面印刷単価（円/枚）に当該地区における5年間のモノクロ予定使用枚数（枚）を乗じた金額の和（以下、「見込総額」という。）を記載すること。

また、入札内訳書（入札説明書別紙様式6）には、カラー複写機のカラーおよびモノクロ片面印刷単価、見込総額を記載の上、提出すること。入札書の金額と入札内訳書の

見込総額が一致しない場合は、無効とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、複写機の搬入と搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守および消耗品代金をすべて含めて算出された額とする。

8 落札者の決定に関する事項

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が最も低い価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者の提出した入札内訳書に記載された単価が、カラーおよびモノクロ片面印刷単価の予定価格(単価)以下である場合に落札者とする。

なお、設定したカラーまたはモノクロ片面印刷単価の予定価格(単価)を上回る単価を記載した場合は、当該上回る単価を落札対象とはせず、別途随意契約の対象とする。

この場合、落札候補者は当該単価について見積書を提出するものとし、提出された見積額が当該単価の予定価格(単価)を上回る場合は、落札候補者としての資格を失い、次順応者を落札候補者とする。以下、カラーおよびモノクロ片面印刷単価の予定価格(単価)以下の金額を提示する者が確認されるまで、同様に繰り返すものとする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うと

ともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

【For the medium-speed color copying machine in the Reinoku area】 Leasing and maintaining of the copying machine:10sets

(2) Date, time of Bidding:

8:30A.M. 19th August 2024 - 4:00P.M. 20th August 2024

(3) Period of contract:

30th September 2029

(4) Contact for notice:

Accounting Division,Fukui Prefectural Government,

3-17-1,Ohie,Fukui City, Fukui Prefecture,910-8580 Japan

Tel 0776-20-0253

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

【嶺南地区 カラー中速機】 複写機の借入および保守

(2) 調達する物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量

カラー複写機（中速機） 6台

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書および別添1カラー複写機仕様書（以下「入札説明書等」という。）の
とおり

(4) 設置場所

別添2 調達複写機設置場所一覧のとおり

(5) 契約期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額に
ついて減額または削除があった場合は、この契約は解除する。
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用
を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」とい
う。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時
までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および
民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされて
いない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技
術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービ
スおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応す
ることができると思われる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその
支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力
団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す
る暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害
を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与

するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している
者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る
電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電
子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請
または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契
約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」とい
う。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ（福井県庁6階）

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスマ
テムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによ
る様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書等または入札書の提出を行う
者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」
、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次の
とおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の前審査を受け、資格の確認を受
けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年7月9日（火）13時00分から

令和6年7月26日（金）12時00分まで（土、日曜日および休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、契約
担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなけ
ればならない。

申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（
平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う

者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものととする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
提出先は4(1)と同様とする。

6 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書および入札内訳書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書および入札内訳書の提出期間

令和6年8月19日(月) 8時30分から17時00分まで

令和6年8月20日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和6年8月21日(水) 15時20分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県庁6階入札室

7 入札書および入札内訳書に記載する金額

入札書の記載に当たっては、カラー複写機によるカラー片面印刷単価(円/枚)に当該地区における5年間のカラー予定使用枚数(枚)を乗じた金額と、同一カラー複写機によるモノクロ片面印刷単価(円/枚)に当該地区における5年間のモノクロ予定使用枚数(枚)を乗じた金額の和(以下、「見込総額」という。)に記載すること。

また、入札内訳書(入札説明書別紙様式6)には、カラー複写機のカラーおよびモノクロ片面印刷単価、見込総額を記載の上、提出すること。入札書の金額と入札内訳書の見込総額が一致しない場合は、無効とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、複写機の搬入と搬出、設定に要する経費、賃借料金、保守および消耗品代金をすべて含めて算出された額とする。

8 落札者の決定に関する事項

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が最も低い価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者の提出した入札内訳書に記載された単価が、カラーおよびモノクロ片面印刷単価の予定価格(単価)以下である場合に落札者とする。

なお、設定したカラーまたはモノクロ片面印刷単価の予定価格(単価)を上回る単価を記載した場合は、当該上回る単価を落札対象とはせず、別途随意契約の対象とする。

この場合、落札候補者は当該単価について見積書を提出するものとし、提出された見積額が当該単価の予定価格(単価)を上回る場合は、落札候補者としての資格を失い、次順位者を落札候補者とする。以下、カラーおよびモノクロ片面印刷単価の予定価格(単価)以下の金額を提示する者が確認されるまで、同様に繰り返すものとする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を除く、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課 総務第三グループ
電話 0776-20-0253

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

【For the medium-speed color copying machine in the Reinan area】Leasing and maintaining of the copying machine:6sets

(2) Date, time of Bidding:

8:30A.M. 19th August 2024 - 4:00P.M. 20th August 2024

(3) Period of contract:

30th September 2029

(4) Contract for notice:

Accounting Division,Fukui Prefectural Government,
3-17-1,Ohte,Fukui City, Fukui Prefecture,910-8580 Japan
Tel 0776-20-0253

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和6年5月11日	村宮正啓後援会	中野 貴之	村宮 正啓	小浜市小浜酒井1-50
令和6年5月9日	福井県農政連池田町支部	松倉 治和	前田 泰郎	今立郡池田町稲荷12-16-2
令和6年5月24日	福井県農政連勝山市支部	石橋 政光	山内 政司	勝山市滝波町5-701
令和6年5月24日	福井県農政連永平寺町支部	平山 弥利	池端 延雄	吉田郡永平寺町諏訪間47-27-1

福井県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年7月11日	丸山忠男後援会	杉平 信夫	代表者 杉平 信夫	阿部 光郎	
令和5年12月20日	たかま清一後援会	高間 清一	代表者 高間 清一	松田 一夫	
令和6年4月5日	福井県農政連鯖江市支部	齊藤 雅幸	会計責任者	高間 清一	松井 弘
			名称	福井県農政連鯖江市支部	福井県農政連今立支部
			代表者	齊藤 雅幸	小椋 昇
			会計責任者	久嶋 範雄	田中 涼一
令和6年4月16日	福井県農政連大野市支部	黒田 宗雲	名称	福井県農政連大野市支部	福井県農政連大野支部
			会計責任者	川瀬 正二	嶋田 憲一
			主たる事務所の所在地	三方郡美浜町郷市17-3	三方郡美浜町南市9-1-1
			代表者	山口 和治	竹仲 良廣
令和6年4月21日	自由民主党美浜町支部	山口 和治	会計責任者	幸丈 佑馬	川畑 忠之
			主たる事務所の所在地	大飯郡高浜町三明1-38	大飯郡高浜町宮崎76-1-3
			代表者	山口 和治	竹仲 良廣
			代表者	久保 幸治	西山 理恵
令和6年5月11日	自由民主党勝山市支部	田中 三津彦	会計責任者	下道 隆史	吉田 清隆
			代表者	久保 幸治	西山 理恵
			会計責任者	川崎 周市	西山 理恵
			代表者	久保 幸治	西山 理恵
令和6年5月11日	西山りえ後援会	久保 幸治	会計責任者	川崎 周市	西山 理恵
			代表者	久保 幸治	西山 理恵
			会計責任者	川崎 周市	西山 理恵
			代表者	久保 幸治	西山 理恵
令和6年5月18日	自由民主党福井県支部連合会	山崎 正昭	会計責任者	笹原 修之	松崎 雄城
			名称	福井県農政連福井支部	福井県農政連高志支部
令和6年5月21日	福井県農政連福井市支部	岩崎 眞次	名称	福井県農政連福井支部	福井県農政連高志支部

			代表者	岩崎 眞次	青山 多実雄
			会計責任者	小寺 辰夫	河野 善司
令和6年 5月24日	福井県商工政治連 盟	白崎 誠一	主たる事務所 の所在地	福井市二の宮3- 22-20	福井市八重巻中町 10-1
			代表者	白崎 誠一	佐飛 敏治
			会計責任者	山口 晋司	白崎 誠一
令和6年 5月27日	自由民主党福井県 農業支部	岡田 高大	代表者	岡田 高大	青山 多実雄
			会計責任者	平山 彌利	幸池 享
			代表者	平山 彌利	幸池 享
令和6年 5月27日	福井県農政連	岡田 高大	代表者	岡田 高大	青山 多実雄
			会計責任者	平山 彌利	幸池 享
令和6年 6月11日	参政党福井県支部 連合会	藤本 一希	会計責任者	松田 知世	竹内 康人
令和6年 6月11日	自由民主党福井県 理容支部	奥村 数馬	代表者	奥村 数馬	中野 達也
			会計責任者	小嶋 美寛	奥村 数馬
令和6年 6月11日	日本弁護士政治連 盟福井県支部	島田 広	代表者	島田 広	寺田 直樹
令和6年 6月11日	福井県理容政治連 盟	奥村 数馬	代表者	奥村 数馬	中野 達也
			会計責任者	小嶋 美寛	奥村 数馬
令和6年 6月11日	藤本かずき後援会	藤本 一希	主たる事務所 の所在地	鯖江市舟津町5-1 -2-20	福井市二の宮4- 23-14
令和6年 6月11日	山田賢一後援会	池端 幸彦	代表者	池端 幸彦	石塚 博英
令和6年 6月12日	自由民主党福井県 宅建支部	坂田 信行	代表者	坂田 信行	中西 眞三
			会計責任者	中屋 敬久	長野 光彦

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和5年12月31日	たかま清一後援会	高間 清一
令和6年3月31日	まつむら治門後援会	島田 典幸
令和6年5月20日	自由民主党福井県第二選挙区支部	高木 毅

福井県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年6月1日	藤本 一希	藤本かずき後援会	主たる事務所の所在地 鯖江市舟津町5-1-2-20	福井市二の宮4-23-14	

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第65号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年7月9日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 実施期間

令和6年8月21日（水）から同年8月26日（月）までの4日間（日曜日および土曜日を除く。）

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 定員

20名

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和6年7月22日(月)から同年7月31日(水)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間(日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付場所

福井県内の警察署

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。) 1通

(4) 手数料

39,000円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了審査

講習終了後、福井県公安委員会が修了審査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

令和六年七月九日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県